

令和 2 年 8 月 7 日
住宅局市街地建築課

マンションの管理計画認定制度における認定基準について議論します
～マンション管理の新制度の施行に関する検討会（第 2 回）を開催～

マンション管理適正化法に新たに規定される管理計画認定制度の認定基準について議論を行うため、第 2 回マンション管理の新制度の施行に関する検討会を次のとおり開催します。

※「マンション管理の新制度の施行に関する検討会」とは、令和 2 年 6 月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律」が成立・公布されたことを受け、マンション管理適正化法に新たに規定される国による基本方針、地方公共団体による助言・指導等、管理計画認定制度等の新制度の施行に関し、基本方針や認定等の基準などについて議論するため、本年 7 月に有識者、関係団体等による検討会として国土交通省に設置されたものです。

1. 日時：令和 2 年 8 月 18 日（火）10 時～12 時
2. 場所：中央合同庁舎 2 号館国土交通省第 2 会議室 A・B
（東京都千代田区霞が関 2-1-2）※事務局及び希望者以外は Web にて参加
3. 議題（予定）：
管理計画認定制度における認定基準について
4. 委員：別紙のとおり
5. 傍聴等：
 - ・会議は公開にて行いますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傍聴は Web 上での傍聴のみとさせていただきます。なお、通信状況によって、映像の乱れや一時的な停止があることをあらかじめご了承ください。また、Web 会議の都合上、アクセス数に限りがありますので、1 社（団体）につき 1 名までとさせていただきます。希望者多数の場合は先着順とさせていただきます。
 - ・また、カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。カメラ撮りで来場される方は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」等の感染症予防対策にご協力をお願いいたします。
 - ・カメラ撮り又は Web 上での傍聴を希望される方は、令和 2 年 8 月 13 日（木）12 時までに、以下のとおりメールにてご連絡ください。
件名：【カメラ撮り希望/傍聴希望】第 2 回 マンション管理の新制度の施行に関する検討会
本文：氏名（ふりがな）、所属、メールアドレス、直通電話番号
送信先：hqt-mansion★gxb.mlit.go.jp（★を @ に変えて送信してください）
カメラ撮り・傍聴の可否については、8 月 17 日（月）中にご連絡します。
6. その他
会議資料及び議事要旨は、後日以下の国土交通省ホームページに掲載します。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr5_000043.html

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室 課長補佐 塚越（内線 39-643）
企画調整係長 塚田（内線 39-682）
代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8509 FAX：03-5253-1631